

法定相続情報証明制度

H29. ●●● 使用

【課題・2●●】

ぎょうさい
〈士業間の垣根・業際？〉

H29.5.30～「不動産登記規則の一部を改正する省令」の施行により、全国の登記所（法務局）で不動産登記事務に新たな取り扱い（いわゆる「法定相続情報証明制度」）が行われています。

◆ 本取扱い・制度の必要性、目的

- ・家、土地、田畑、山林等不動産の所有者（登記名義人）が死亡したら、所有権の移転登記（相続登記）が必要ですが、この登記がされず長期間放置されたままの実態が多くなっています。
- ・その結果、所有者・権利者が不明（不正確）で”所有者不明土地”や”空き家問題”を生じ、災害時の復旧の困難・長期化や地域の防犯・防災・景観等の面で障害になる事例が増えている。
- ・相続登記が敬遠されるのは、登記手続きに膨大な書類の準備が必要、かつ、煩雑な手順を経なければならず 相続人の負担が重い こと、が大きいと言われている。 ① 免許税+司法書士 ② 固定資産 等
- ・H28.6月「日本再興戦略2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」で、相続登記を促進 するための方策として、本制度・手続きが創設されたものです。

★ この類に興味の方は「空家等対策の推進に関する特別法律」（H26.11.27. 法127号）等も参照

◆ どんな場合・人に、どんなメリット があるの？

- ・「法定相続情報証明制度」は、相続人（通常、死亡者・被相続人の配偶者と子、の一人）が一つの登記所に「法定相続情報一覧図」を作成し、死亡者の出生から死亡時までの連続した全期間の戸籍・除籍謄本や住民票等の証明書類を添付して申出すると、登記官が内容を確認し、「○○一覧図」記載の者は 法定相続人である旨を証明するもの。
 - ★ 一つの登記所：被相続人の本籍・最後の住所・不動産の所在地、申出人の住所地 のいずれかの一つ
 - ★ 内容は、これまで作成し添付していた「相続関係説明図」（行政書士の専管業務）と実質的に同一
- ・死亡者は 自宅・A市、田・B市、畑・C村、山林・D村を所有し、各市町村登記所に登記されている場合、これまでは各市町村登記所毎の分（原則）4通、相続を証明する戸籍（除籍）謄本、住民票 等の原本を準備し申請が必要だったが、本制度では相続証明の書類は最初の申出時 1回だけで、他の登記所には「（認証文付）一覧図の写し」で済む。
- ・本制度/取扱いは、相続登記の他、銀行預金等の払戻しにも利用できる、とのこと。
- ・「一覧図の写し」交付の請求は、「一覧図」提出から 5年間 可能になる。
- ・（最初の）「一覧図」の提出ができる者は相続人 等の他、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士 の士業に限り代理することができる。
 - ★ 従来、（弁護士と）司法書士のみ可。（「遺産分割協議書」、「相続関係説明図」の作成は行政書士も可）
- ・「一覧図」の提出者以外の者が「写し」の交付を申請するには、提出者の委任状が必要。
- ・「一覧図」の提出、「写し」の交付ともに 手数料は不要、郵送も可能。
- ・本制度を利用するか/否かは 任意（従来法と本方法の選択）です。
- ・被相続人（死亡者）が登記された不動産や銀行預金口座等を多数持っている場合、に 効果 大。

◆ 考察：士業、社労士として認識しておきたいこと・・・

- ・第一義的には、(誤解を恐れずに書けば) 司法書士の専管業務 (の一部) が他士業にも開放されたこと。但し、「法定相続情報一覧図」の作成・提出に限り可能で、「所有権移転登記の申請」等は出来ないので注意!!
- ・類似、近隣 士業の業務の範囲 (本件との関連 (民法・法務局) での範囲)
 - ◆ 司法書士：・登記、供託に関する書類の作成、申請等の手続き (権利が可能)
 - ・裁判事務として、裁判所、検察庁、法務局に提出する訴状、告訴状等の書面の作成
 - ◆ 土地家屋調査士：不動産の表示に関する登記に必要な土地、家屋の調査・測量、申請手続き (権利は不可)
 - ◆ 行政書士：官公署に提出する 権利義務又は事実証明に関する書類の作成
本件と直結する分野は「遺産分割協議書」、「相続関係説明図」の作成
 - ◆ 社会保険労務士： (?)
- ・社労士の立場では、年金相談、成年後見制度 等と併用すると メリットが大 と想定
- ・本質は、規制緩和、市民・制度利用者の利便性の向上

➡ (社労士の身近・類似 の例として)

”就業規則の作成は 社労士の専管 (独占) 業務 とは限らない” との他士業からの指摘があります。
これについて 貴方はどう考えますか？ これを否定するとしたら、反論の根拠・理由は？

◆ 関連法令等

[不動産登記規則]

★ 登記の効果：第三者への対抗要件 (でしかない) 民177条
(所有権は 消滅時効 にかからない) 民167条2項

第247条 (法定相続情報一覧図)

表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報 (次の各号に掲げる情報) を記載した書面 (「法定相続情報一覧図」という) の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

- 一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
- 二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

- 一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

➡ 二 代理人 (申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る) によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

[戸籍法]

第10条

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

第10条の2

前条第1項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は・・・ (必要の理由を明らかにして・・・)

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために・・・
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合・・・
- 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載を利用する正当な理由がある場合・・・

➡ 3 第1項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。